

「選ばれる森林土木」に向けて

～森林土木工事の積算等の改善～

令和8年4月
林野庁

- 林野庁では、熱中症対策や働き方改革、円滑な施工体制の確保など、公共工事に一斉に適用される関係省庁の制度改正・運用改善を的確に反映するとともに、森林土木工事が行われる山間奥地の狭隘・急傾斜地の厳しい現場実態を踏まえ、森林土木工事が地域の守り手である事業者には選ばれるよう、**適正な利潤確保**、**生産性向上**、**安全性向上**に向けた取組を継続しています。

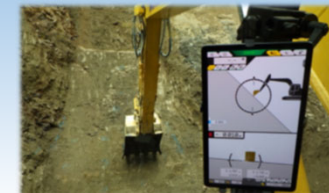
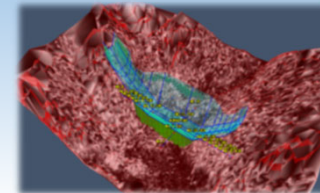
適正な利潤確保

- 設計業務において設計時に施工者から意見聴取する歩掛を追加
- 施工実態にあった歩掛へ見直し
- 新工法等の歩掛を追加
- 森林土木工事の共通仮設費率に独自の補正を追加
- 作業時間が短くなる場合の労務費補正の追加
- 見積りを活用した積算方法の導入
- 工事規模に応じた工期の目安を設定



生産性向上

- 施工性の高い工種・工法の適用促進
- 工事提出書類の各種様式の簡素化、作成書類の削減
- ICTを活用した工事実施要領等の導入
- スマートフォン等を活用した立会確認の導入



安全性向上

- 山間奥地で通信環境を整える場合の積算方法を追加



令和8年度から実施する主な取組

～森林土木工事の積算等の改善～

- ・ 最新の本社経費の実態を反映し、**一般管理費等率の見直し**（参考1）
- ・ **不整地運搬車運搬工の歩掛**を施工実態に合わせて**見直し**（参考1）
- ・ **モノレール運搬工の歩掛**を施工実態に合わせて**見直し**（参考2）
- ・ コンクリート構造物等の施工に用いる、**基礎・裏込め砕石工の歩掛**を施工実態に合わせて**見直し**（参考2）
- ・ 森林土木工事（治山・林道）における**設計業務**において、設計時に**施工者から意見聴取する歩掛を追加**（参考3）

【継続する取組】

- ・ ブロック会議等で改善事項の普及啓発を徹底（「選ばれる森林土木」キャラバン）
- ・ 森林土木分野におけるICT活用の推進（各地における優良事例の把握・発信等）
- ・ 森林土木工事特有の厳しい現場条件を反映した間接工事費を設定するための調査
- ・ 歩掛の見直し

本社経費の実態を
反映

森林土木工事（治山・林道）の一般管理費等率について、 最新の本社経費の実態を反映した率に見直し

【一般管理費等率の比較】

工事原価	令和7年度	令和8年度	UP率
500万円以下	23.57%	25.13%	1.56%
500万円超え 30億円以下	算定式により率は変動		1.56～ 0.89%
30億円超	9.74%	10.63%	0.89%

【直接工事費が同額の場合】

	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	UP額
令和7年度	2,606万円	2,394万円	5,000万円	56万円
令和8年度	2,606万円	2,450万円	5,056万円	

施工実態に合わせ
歩掛等を見直し

施工実態に合わせて不整地運搬車の規格を再編し標準規格を 見直しするとともに、積卸時間、走行速度を見直し

不整地運搬車への土砂積込



【林道工事において運搬延長800m、運搬土量1,500m³の 不整地運搬車(4t)運搬工を含む工事の場合】

	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	UP額
令和7年度	3,646万円	3,406万円	7,052万円	446万円
令和8年度	3,844万円	3,654万円	7,498万円	

不整地運搬車による土砂荷卸



施工実態に合わせ
歩掛を見直し

急傾斜地において資材等を運搬する際のモノレール運搬工歩掛を施工実態に見直しするとともに定期点検歩掛を追加 (参考2)

【山腹工事において架設延長250m、総運搬重量24 tのモノレール運搬工を含む工事の場合】

	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	UP額
令和7年度	3,593万円	3,042万円	6,635万円	88万円
令和8年度	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	
	3,601万円	3,122万円	6,723万円	



現場実態に合わせ
歩掛を見直し

コンクリート構造物等の基礎・裏込め砕石工において砕石投入を行う建設機械の規格と歩掛を現場実態に合わせて見直し

【林道工事において180㎡の基礎砕石工、90㎡の裏込め砕石工を含む工事の場合】



	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	UP額
令和7年度	2,003万円	1,975万円	3,978万円	68万円
令和8年度	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	
	2,015万円	2,031万円	4,046万円	

現場条件等を反映した
施工に向けた取組

森林土木工事（治山・林道）の設計業務において、 設計時に施工者から意見聴取する歩掛を追加

- 森林土木工事は、設計段階において**自然条件や施工条件等を踏まえた課題を把握した上で設計することが重要。**
- このため、**設計業務**において設計者が工事施工者等（以下、「施工者」という。）と協働し、**施工地域の現場に精通した施工者から施工上の課題や対応方法について意見聴取**を行い、**設計成果品の品質向上、工事の施工段階における施工性の向上、安全性の向上及び設計変更の減少による受発注者の業務効率化**を目的とし、歩掛を追加。

【設計者分計上歩掛】

（1回当たり）

区分	主任技師	技師A
意見聴取	0.5	0.5
意見の整理等		0.5

【施工者分計上歩掛】

（1企業・1回当たり）

区分	主任技師
意見聴取	0.5

※施工者は3企業（各1人）から意見聴取することを標準

【意見聴取する事項】

- ① 施工計画（施工順序）に関する事項
- ② 現場条件等による建設機械規格や施工時期の制限に関する事項
- ③ 工種・工法の妥当性、合理性に関する事項
- ④ 仮設計画（安全対策含む）に関する事項
- ⑤ 地域の資材供給状況に関する事項
- ⑥ 木材利用、低コスト化に関する事項
- ⑦ その他、設計者が施工者の見解を必要とする事項

【設計業務において意見聴取を含んだ場合のUP額】

直接原価	間接原価等	業務委託料
20万	+ 33万	= 53万